４．貯　蓄　預　金

（2025 年 11 月 1 日現在）

1．商品名と概要	貯蓄預金 出し入れ自由な便利さと、お預け入れ残高に応じた段階金利の有利さをあわせ持った商品です。
2．ご利用いただける方	個人のお客さま
3．期間	定めはありません。
4．お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	随時お預け入れいただけます。
(2) お預け入れ金額	1 円以上
(3) お預け入れ単位	1 円単位
5．払い戻し方法	随時払い戻しいたします。
6．利息	
(1) 適用金利	変動金利 10 万円未満、10 万円以上 30 万円未満、30 万円以上 50 万円未満、50 万円以上 70 万円未満、70 万円以上 100 万円未満、100 万円以上 300 万円未満、300 万円以上 1,000 万円未満、1,000 万円以上の 8 段階の金額階層別金利設定を行い、毎日の最終残高が各々の金額階層に該当する期間について、当該期間における店頭表示の各々の金額階層の利率を適用します。(金融情勢によっては、複数の階層にまたがって同一の金利を適用することがあります。)
(2) 利払い方法	毎年 2 月と 8 月の当金庫所定の日に利払いいたします。
(3) 計算方法	毎日の最終残高 1,000 円以上について、付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算を行います。
7．税金	20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%・地方税 5%） ＊ 復興特別所得税が付加されることにより、2013 年 1 月 1 日から 2037 年 12 月 31 日までの 25 年間、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。 ＊ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。
8．手数料	
(1) オンライン提携金融機関所定の手数料	キャッシュカードによる払い戻しにあたっては、オンライン提携金融機関所定の手数料がかかることがあります。
(2) 未利用口座管理手数料 （個人のお客さまのみ）	・ お預け入れ、払い戻し等のご利用（利息の入金および未利用口座管理手数料の引き落しを除きます）が 2 年以上ない場合、未利用口座として、管理手数料をご負担いただくことがあります。 ・ 次の場合は当該口座を未利用口座の対象外とします。 ・ 当該口座の残高が 10,000 円以上の場合 ・ 定期預金またはエース預金のお取引（残高 1 円以上）がある場合 ・ 財形預金、国債、投資信託等のお取引がある場合 ・ ローンのご利用がある場合

	・ その他当金庫所定の条件に該当した場合 ・ 未利用口座となった場合、事前にお届けのご住所にお知らせを送付し、一定期間（約 3 カ月）経過後もご利用がない場合に、当金庫所定の未利用口座管理手数料を当該口座より引き落とします。 ・ 口座残高が未利用口座管理手数料に満たない場合は、残高の全額を未利用口座管理手数料として引き落とし、通知することなく解約します。
9. 付加できる特約条項	
スウィングサービス	普通預金との間で資金を移動させるスウィング（自動振替）サービスのお取り扱いができます。 ＊ 順スウィング【普通預金⇒貯蓄預金】 ご指定の振替日に、普通預金の残高が一定金額を上回っていた場合、その超過額を普通預金から貯蓄預金へお振り替えします。
スウィングサービス	＊ 逆スウィング【貯蓄預金⇒普通預金】 ご指定の振替日に、普通預金の残高が一定金額を下回っていた場合、その不足額を貯蓄預金から普通預金へお振り替えします。
10. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	―――――
11. 預金保険制度	この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1 預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本 1,000 万円までとその利息）で保護されます。
12. 金利情報の入手方法	店頭備え付けの金利ボードまたは当金庫ホームページをご覧いただくか、窓口にお問い合わせください。
13. 苦情処理措置（ろうきんへの相談・苦情・お問い合わせ）	ご契約内容や商品に関する相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：中国労働金庫 お客さま相談窓口】0120-86-3760 受付時間　平日　　午前 9 時～午後 6 時 （土日祝日・振替休日・12 月 31 日～1 月 3 日は休業） なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス　https://www.chugoku.rokin.or.jp/
14. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	・ 東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、ろうきん相談所にお問い合わせください。 ・ また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。 詳しくは、東京三弁護士会、ろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288

	受付時間　平日　午前9時～午後5時
15. その他参考となる事項	・ 公共料金等の自動支払い、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受け取りにはご利用できません。 ・ 総合口座のお取り扱いはできません。 ・ キャッシュカードをデビットカードとしてご利用いただけます。「J－Debit」アクセプタンスマークのあるお店（加盟店）でのお支払いやキャッシュアウトにご利用でき、ご利用金額は即時に自動引き落としされます。 ＊ 当金庫が利用を認めない加盟店では、キャッシュカードをご利用いただけません。

中国労働金庫